

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関するお願いと注意事項

令和7年3月3日

倉敷市商工課

1. 調査への協力について

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を取得された方を対象に、事業の継続状況等に係る調査を、創業されてから5年間、年に1～2回を目途に行う予定です。調査の対象期間、時期等は、中小企業庁から指示により変動します。証明の申請の際に届出のあった情報に基づきご連絡いたしますので、その際は御協力ください。

2. 各種支援制度に係る注意事項

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

(1) 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(ア) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%（株式会社の場合で、7.5万円に満たないときは1件につき7.5万円、合同会社の場合で、3万円に満たないときは1件につき3万円）に軽減されます。

(イ) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(ウ) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

(2) 創業関連保証の特例について

(ア) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証について、事業開始の6か月前から支援^{※3}を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(イ) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

(3) 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

(ア) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げ措置を利用することができます（別途、審査・要件があります）。

(イ) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、証明書を利用した貸付利率の引き下げ措置を受けることはできません。